

令和 8 年 4 月 16 日

サンデン健康保険組合 被保険者各位

サンデン健康保険組合
理事長 関口 裕志

「労働条件通知書（雇用契約書）」の提出について

給与収入のみの被扶養者の年間収入の算出は、令和 8 年 4 月より「労働条件通知書（雇用契約書）」等、労働契約の内容が確認できる書類において規定される時給・労働時間・日数等を用いて算出することに改められました。

この取り扱いで扶養認定された方については、労働契約の更新（労働条件の変更や契約期間の更新など）の都度、契約内容の確認が必須となります。

労働契約の更新が行われた場合、新たな「労働条件通知書（雇用契約書）」の速やかな提出にご協力をお願い致します。

なお、新たな「労働条件通知書（雇用契約書）」の提出がなく、給与収入が上限額（130 万円又は 180 万円）注）を超えていた場合など、被扶養者資格を労働契約の更新日に遡り削除することがあります。

注）19 歳以上 23 歳未満（配偶者除く）の方は 150 万円以上